

平成26年 12 月 11 日

【照会先】

労働基準部健康安全課
課 長 夏井智毅
労働衛生専門官 梅澤 栄
電話:098 (868) 4402

電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定、 工場の生産ライン等の新設・変更の事前届出 の廃止について

～平成26年12月 1 日から、改正労働安全衛生法～

改正労働安全衛生法の施行により、平成 26 年 12 月 1 日から

- ① 電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象
- ② 同法 88 条第 1 項の事前届出の廃止

となります。

【電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定、譲渡制限の対象】

電動ファン付き呼吸保護具の性能を法令で担保するため、新たに法令による構造規格が設けられ、平成 26 年 12 月 1 日以降に製造・輸入されるものは型式検定を受けることになり、規格を充たさない製品は譲渡、貸与、使用が出来なくなりました。この日以前に製造・輸入された在庫や現場で使用中のものも引き続き販売や使用ができますが、今後は検定品を使用されることが望ましいと考えられます。

【同法 88 条第 1 項の事前届出の廃止】

規模の大きい工場等※で建築物、機械等の設置、移転等を行う場合の事前届出が廃止されます。

※製造業（一部除外）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業であって、電気使用設備の定格容量の合計が 300 キロワット以上の事業場

機械等の事前届出規制		機械等の事前届出規制
①規模の大きい工場等で生産ライン等を新設・変更する場合は事前届出	→	廃止
②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出	維持	②危険な機械等を設置・移転等する場合は事前届出
③大規模建設工事は事前届出		③大規模建設工事は事前届出
④一定規模以上の建設工事は事前届出		④一定規模以上の建設工事は事前届出

詳しくは、
[改正労働安全衛生法 Q&A 集](#)、
[関係通達（平成 26 年 11 月 28 日付け基発 1128 第 7 号）](#)
をご覧ください。